

目次

刊行にあたって

はじめに.....	2
	神作裕之

第1部 日本の資本市場をめぐる近時の動向 11

第1章 NISAの導入の 経緯・目的・特徴と今後 吉井 一洋

1 NISA 導入の経緯.....	14
(1) 証券税制改正と NISA.....	14
(2) 金融審「投資信託・投資法人法制の見直しに関する ワーキング・グループ」最終報告の影響.....	18
2 NISA の仕組み.....	23
(1) 制度の概要.....	23
(2) 非課税の対象.....	23
(3) 非課税限度額.....	24
(4) 口座開設手続.....	26
(5) 非課税管理勘定.....	28
(6) NISA からの払出し.....	28
(7) 非課税適用期間とロールオーバー.....	29

3	制度が意図する利用方法と実際	30
(1)	中長期的な投資促進のための仕組み	30
(2)	金融資産ゼロ世帯問題	34
(3)	若年層の生涯金融資産残高推移	36
(4)	積立投資の効用	38
(5)	商品ラインナップの拡充	40
(6)	NISA 口座の実際の利用者	42
4	他の非課税制度との併用	44
5	期待される制度の見直し	47
(1)	制度の恒久化	47
(2)	年間投資上限金額の引上げ	50
(3)	ジュニア NISA の導入	51
(4)	ワークプレイス NISA	52
(5)	口座開設手続	53
(6)	その他の将来的に検討が期待される項目	54
6	金融所得課税一体化、番号制度と NISA	62
(1)	金融所得課税一体化の流れ	62
(2)	金融所得課税一体化と NISA	64
(3)	金融所得課税一体化と番号制度	66
(4)	NISA の事務の簡素化・複数口座の開設	71
(5)	終わりに	72

第 2 章 リスクマネーの供給拡大を図る 制度改革

大崎 貞和

1	はじめに	76
---	------	----

2	投資型クラウドファンディングをめぐる制度整備	76
	(1) 制度整備の必要性	76
	(2) 改正法の内容	78
	(3) 自主規制ルールの整備をめぐる状況	84
3	新たな非上場株式の取引制度	88
	(1) 法改正の背景と内容	88
	(2) 「投資グループ」をめぐる制度整備の方向性	89
4	株式新規公開（IPO）の促進	92
	(1) 有価証券届出書の記載内容の見直し	93
	(2) 内部統制監査義務の適用除外	94
5	上場企業の資金調達円滑化等のための措置	95
	(1) 待機期間の撤廃	95
	(2) 届出前勧誘に該当しない行為の明確化	96
	(3) 訂正発行登録書の見直し	97
	(4) 大量保有報告制度の見直し	97
	(5) 流通市場における虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	98
6	金融審 WG 報告に含まれなかった改正内容	99
	(1) 「特定金融指標」の算出業務に対する規制	99
	(2) ペーパーレス化された株券の没収手続きに関する規定	100
7	おわりに	101

第3章 日本版スチュワードシップ・コードと 資本市場

神作 裕之

1	はじめに	104
2	日本版コード策定の経緯—検討の背景	105

(1)	日本再興戦略	105
(2)	金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の 国際化に関するスタディグループ」報告書	105
(3)	目指すべき市場経済システムに関する専門調査会 「目指すべき市場経済システムに関する報告」	106
3	英国コードの沿革と概要	108
(1)	英国コードの沿革・背景	108
(2)	2010年版英国コードの策定	111
(3)	英国コードの概要	115
(4)	2012年英国コード改正	118
4	日本版コードの概要	120
(1)	基本的な枠組み	120
(2)	目的—「スチュワードシップ責任」および 「エンゲージメント」の意義	121
(3)	対象となる機関投資家の範囲	122
(4)	原則	124
5	検討	130
(1)	日本版コードの目的と性質	130
(2)	ソフトローとしての日本版コード	130
(3)	スチュワードシップ責任と受託者責任 —ハードローとソフトローの両義性	131
(4)	「コンプライ・オア・エクスプレイン」 —日本版コードの特徴	132
(5)	留意点	134
6	結び	136

第2部 日本の資本市場と会社法 139

第4章 議決権種類株式は資本市場を破壊するのか？

加藤 貴仁

1	はじめに.....	142
2	CYBERDYNE 社（C 社）が採用した仕組みの概要.....	144
	(1) C 社の資本構成.....	144
	(2) C 社が議決権種類株式を利用した目的.....	146
	(3) 技術の平和的利用の確保のために議決権種類株式を 利用することの是非について.....	148
3	上場会社が議決権種類株式を利用することの是非.....	153
	(1) C 社の資本構成は企業価値並びに普通株主の利益に どのような影響を与えるのか？ — C 社が B 種類株式を発行していなかったと仮定した 場合との比較.....	153
	(2) 議決権種類株式と会社法—会社法が抱える矛盾.....	159
	(3) 議決権種類株式と企業価値の関係.....	160
4	C 社による資本構成の分析.....	171
	(1) 分析の視点.....	171
	(2) 会社支配権市場から隔離されていることへの対応.....	175
	(3) 利益相反問題への対応.....	184
5	今後の課題.....	190

第5章 組織再編における総会基準日後取得株式の 株式買取請求権

—平成26年会社法改正を経て— 武井 一浩・高木 弘明

- 1 総会基準日後取得株式の株式買取請求権の論点……………194
 - (1) 問題の所在……………194
 - (2) 平成26年会社法改正における議論……………195
- 2 下級審裁判例の動向……………197
 - (1) 現金対価のスクイーズアウトに関する東京地決
平成25年9月17日（セレブリックス事件）……………197
 - (2) エクイティ対価の吸収合併に関する東京地決
平成21年10月19日（カネボウ事件）……………198
 - (3) 組織再編公表後の株主に関する東京高決
平成21年7月17日（ノジマ事件）及び
東京地決平成22年3月31日（テクモ事件）……………200
- 3 エクイティ対価の再編では従前通り基準日後株主に
株式買取請求権はないと考えるべきこと（否定説）……………201
- 4 平成17年会社法で導入された現金対価の場合と
エクイティ対価の場合との差異……………204
- 5 エクイティ対価の再編において基準日後株主に
株式買取請求権を認めること（肯定説）は立法論としても
容易ではないこと……………207
- 6 まとめ……………208
 - (1) 基準日前株主について……………210
 - (2) 基準日後株主について……………212
 - (3) 総会后取得株主について……………212

第6章 債権法改正と会社法

—保証人保護が与えるインパクト—

弥永 真生

1	問題の所在	214
(1)	平成16年民法改正	214
(2)	「民法の一部を改正する法律案」	215
(3)	債権法改正	216
(4)	『経営者保証に関するガイドライン』	220
(5)	主要行等向けの総合的な監督指針	224
2	金融機関の取締役等の責任	228
3	個人保証に対して否定的方向の債権法改正などと 取締役等の義務	234
4	会社法の欠点?	236
(1)	法人と経営者（あるいは株主）との関係の明確な 区分・分離が実現できていない点	236
(2)	財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等が なされていない点	239
(3)	簡易監査構想と会計調査人構想	241
(4)	会計参与制度	245
5	個人による法人債務の保証の効果	246
6	会社法にとっての課題	251

第7章 欧州銀行同盟と**ベイル・インについての考察**

中空 麻奈

1	はじめに	258
2	欧州銀行同盟の枠組み	259
	(1) SSM	261
	(2) DGS	266
	(3) SRM	267
3	BRRD	271
4	むすび	276

第8章 グローバル市場規制の最新展開**—米国ドッド＝フランク法など—**

松尾 直彦

1	はじめに	282
2	米国ドッド＝フランク法の規則制定の進捗状況	283
	(1) 規制当局別の規則制定の進捗状況 (2014年7月1日現在)	283
	(2) 規制分野別の必要規則数 (2014年7月1日現在)	284
3	店頭デリバティブ市場規制の展開	284
	(1) グローバル店頭デリバティブ市場規制の展開	284
	(2) 米国店頭デリバティブ市場規制の展開	285
	(3) EU店頭デリバティブ市場規制の展開	288

4	米国ボルカー・ルールの展開	289
	(1) ボルカー・ルールの適用対象者	289
	(2) ボルカー・ルールの禁止行為	290
	(3) ボルカー・ルール最終規則の制定	291
	(4) ボルカー・ルールの移行期間	292
	(5) 「自己勘定取引」の範囲	292
	(6) 自己勘定取引に係る許容業務	293
	(7) 「対象ファンド」の範囲	295
	(8) 対象ファンドに係る許容業務	296
	(9) 許容業務とみなされない場合	296
	(10) コンプライアンス・プログラム	297
	(11) ECによるEU版ボルカー・ルールの提案	298
5	米国における外国銀行規制強化の展開	299
	(1) 1978年国際銀行法	299
	(2) 1991年外国銀行監督強化法	300
	(3) 1991年金融サービス公正取引法案の不成立	301
	(4) 2010年ドッド＝フランク法	302
6	米国における外銀規制強化の最新展開	303
	(1) FRB外銀規則の制定	304
	(2) FRB外銀規則の施行・実施	304
	(3) FRB外銀規則の基本的枠組み	305
	(4) FRB外銀規則の考慮事項	306
	(5) FRB外銀規則に関するFRBの考え方	306
	(6) FRB外銀規則におけるリスク管理強化	307
	(7) FRB外銀規則の評価・影響	309
	(8) BTMUの米州業務統合	311

7	米国外銀規制の日本の金融行政実務への影響	312
	(1) 金融監督行政	312
	(2) 親会社による子会社管理の限界	314
	(3) 法制審議会「会社法制の見直しに関する要綱」	316
	(4) 平成26年会社法改正	317
	(5) おわりに	317

第9章 会社内部情報に関する報道と開示

—ヨーロッパにおける法的規律—

松井 秀征

1	はじめに	320
	(1) 問題の所在	320
	(2) 本稿の検討対象	323
2	EU指令の内容——2003年市場濫用指令の内容——	324
	(1) 指令において要求される規制内容	324
	(2) スクープ報道等との関係	327
	(3) 小括	330
3	英国における規制	
	——2000年金融サービス・市場法による規制——	331
	(1) FSMAにおける規制の枠組み	332
	(2) スクープ報道等との関係	333
	(3) 小括	334
4	ドイツにおける規制	
	——有価証券取引法による規制——	335
	(1) WpHGにおける規制の枠組み	336
	(2) スクープ報道等との関係	337

(3) 小括	338
5 まとめ	339
[執筆者]	342
[研究会参加メンバー]	346